



生きざんこ

福崎東中学校3年(当時)

山道雅也

父は、僕が小学五年生の時にくも膜下出血という病気で突然倒れました。すぐに救急車で病院に運ばれて入院することになりました。夏休みが始まったばかりの頃で、僕は何が起ったのか分からなくなり、頭が真っ白になりました。まだ小学生だったので、全く状況が理解できず、その日の夜は全く眠れませんでした。次の日に約五時間半に及ぶ手術が行われ、何とか父の意識は戻りましたが、右半身が動かない後遺症が残ってしまいました。

父は、その後二週間ほど、ICUという術後の患者や危険な状態の患者が入院する病室で生活をしました。僕はお見舞いに行く度に、「父はもうすぐ死んでしまうのではないか。」と悲しくなり、病室の外で泣いていました。

僕はその頃、少年野球をしていましたが、こんな状況では野球をすることもできず、休んでいました。そんな時に、同級生たちが父のために千羽鶴を折って持ってきてくれました。父は話をするにはできなかつたけれど、すごく喜んでいたらと思います。僕もそれまでは自分が楽しむためにだけに野球をしていましたが、今回のことで改めて野球はチームスポーツであること意識して、仲間をもっと大切にしていかなければと思いました。

父は、手術をしてから一か月後には一般病棟に移ることができました。ICUにいた時には一人でご飯を食べることができなかつたけれど、それもできるようになり、リハビリも始まりました。リハビリでは、右手が使えないので左手でボールを投げたり、箸を持つたりできるよくなりました。発声練習で少しだけ声が出せるようになり、久しぶりに父の声を聞いた時には、すごく懐かしく感じました。やがて新学期が始まり、僕が病室に行く回数は減りましたが、その日にあったことや妹との会話をスケッチブックに書いて、母が病院に持って行ってくれたので、顔は見られなくても父は安心できていたと思います。しばらくして僕は、ずっと休んでいた少年野球に復帰することになり、久しぶりに練習に行くと、友達や監督・コーチが、「おかえり。」と言って、温かく迎えてくれました。その時には、「このチームで野球をしていて本当によかった。」と心の底から思いました。

父は、入院してから一年後にようやく退院できましたが、右半身がまひしている状態なのでまだ介護が必要です。そのため、病院では看護師さんが毎日交代でしていた介護を、今は母が毎日一人で行っています。介護がたいへんで、母のしんどそうな顔を何度も見てきました。しかし、テレビを見たり、妹がおもしろいことを言ったりして、母が笑っているところを見ると、なぜかすごく安心できます。毎日疲れているけれど、笑うことで気持ち楽になったり、落ち着いたりできるのかなあと思いました。

僕はそんな母の姿を見てきて、将来は人の役に立つ仕事や人の命を救う仕事がしたいと思うようになり、救急救命士や理学療法士になりたいと考えています。

また、父が倒れてから、毎年「二十四時間テレビ」を見るようになりました。障害がある人の気持ち分かるような気がして、テレビを見ているといつも応援したくなります。障害がある人が山を登ったり、ピアノを弾いたりすることは、みんなが

思っている以上に難しいことで、とても勇気がいることです。僕はその姿にとても元気をもらいました。誰かに応援してもらうことはその人のエネルギーになります。だから僕は、誰かを応援する人になりたいし、誰かに応援してもらえたい人にもなりたいです。みんなにも同じように考えてもらえたらいいです。

今、みんなが学校に来て、友達と笑い、授業を受けていることは、決して当たり前ではありません。たくさんの方々の支えがあって、今を生きていることができています。僕は、このことを決して忘れることなく支えてくれる人のためにも一生懸命生きていこうと思っています。



田原小学校3年(当時) 和田玲奈



福崎小学校3年(当時) 中納佳澄

人権標語

いじめとは 人の人生 変えること

福崎小学校4年(当時)

加瀬澤 杏

友だちの いいところ何こ 言えるかな

田原小学校4年(当時)

松岡 蓮

毎日が スマイル曜日 めざそうよ

八千種小学校4年(当時)

松岡 蓮

あいさつで つなげていこう 笑顔の輪

福崎東中学校2年(当時)

森下 虹來

# 生活科学 センター だより

偽「不在通知」SMS  
(ショートメッセージ  
サービス)に注意

〔相談事例〕

宅配便の不在通知がスマートフォン  
のSMSに届いた。今日はずっと自宅にいたのに「本人不在の為持ち帰った」と書かれている。おかしいと思い、記載されたURLにアクセスしたところ、個人情報を入力する画面が出てきたので不審に思い、入力せずに閉じた。このまま放置して大丈夫か。

〔問題点〕

宅配便業者を装った偽「不在通知」のSMSに関する相談が多く寄せられています。

電話番号だけで送ることができるSMSを利用しているのが特徴で、宅配業者のほか大手通販会社・携帯電話会

ハイ!  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



社・クレジット会社・債権回収会社などをかたり、料金を請求するケースも目立ちます。

相談事例のように、記載されたURLにアクセスすると不正なアプリをインストールするように誘導されることがあります。その後、自分のスマートフォンから自動的に多数の宛先に同じ内容のSMSが送信され、身に覚えのない通信料を請求されるケースや知らない人から「いつ配達してもらえないか」といった電話がかかってくるケースもあります。更に偽サイトに個人情報を入力した結果、不正に利用されて身に覚えのない請求を受ける場合もあります。

〔アドバイス〕

- ①SMSに記載された電話番号やURLにはアクセスせず自分で調べた相談窓口や公式ホームページで確認する
- ②記載されたURLにID・パスワードなど個人情報を入力

力しない

③偽URLからアプリをインストールするように誘導されてもインストールしない

※不正なアプリをインストールしてしまつた場合は、スマートフォンを機内モードに設定し、不正なアプリをアンインストールしましょう。

※「削除」はアイコンを単に画面から見えなくする機能で、アンインストールではありません。アプリを完全に消去してインストールする前の状態に戻すアンインストールの方法はパソコンやスマホの機種によって異なります。

〔まとめ〕

- 1、メールを開かない
- 2、リンクをタップしない
- 3、個人情報を入力しない

困つた場合やおかしいと思つたら、すぐに消費生活センターにご相談ください

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火・金曜日  
9時～16時

(月曜日は休館日)

## 福崎町消費者の会 会員募集

消費者の会は、日々の暮らしを豊かに、環境にやさしい生活を目指し、会員向けの環境・食の講演会などを行っています。

会員を常時募集しています。どなたでも入会できますので、お気軽に、会員または事務局までお問合せください。

会費 年間600円

問い合わせ先 福崎町消費者の会事務局

(生活科学センター内) ☎22-2939/月曜定休



高岡小学校6年(当時)  
後藤夏妃



福崎西中学校2年(当時)  
岡本琉那



## 国民健康保険税のお知らせ

- ①所得割額の保険税率、均等割額と平等割額の保険税額は、昨年度と変更ありません。  
 ②税制改正に伴い被保険者に負担がかからないよう軽減所得基準が見直されました。

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし賦課限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.4%	2.7%	2.6%
均等割 B	被保険者1人につき	25,600円	11,000円	11,200円
平等割 C	1世帯につき	17,900円	7,600円	5,900円
賦課限度額		630,000円	190,000円	170,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人のみに上乗せされます。

## 【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

軽減率	所得基準
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋28.5万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋52万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者の数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免について

申請により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税の全部または一部を減免します。

対象となる世帯	1	新型コロナウイルス感染症により <u>主たる生計維持者が死亡</u> または1か月以上の治療を有する重篤な傷病を負った世帯											
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（ア）～（ウ）全てに該当する世帯</u> （ア）世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額は除く）が前年の当該事業収入等の3割以上であること ※減少の理由が、懲戒解雇や昨年中の離転職等が原因の場合は対象外 （イ）世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること （ウ）減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること											
減免額	1	全額											
	2	$\text{算定保険税額} \times \frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額}}{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯中の被保険者全員の合計所得金額}} \times$ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/10</td> <td>（300万円以下）</td> </tr> <tr> <td>8/10</td> <td>（400万円以下）</td> </tr> <tr> <td>6/10</td> <td>（550万円以下）</td> </tr> <tr> <td>4/10</td> <td>（750万円以下）</td> </tr> <tr> <td>2/10</td> <td>（1,000万円以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除</p>	減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）		10/10	（300万円以下）	8/10	（400万円以下）	6/10	（550万円以下）	4/10	（750万円以下）	2/10
減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）													
10/10	（300万円以下）												
8/10	（400万円以下）												
6/10	（550万円以下）												
4/10	（750万円以下）												
2/10	（1,000万円以下）												

◆申請方法など詳しくは、納税通知書に同封するお知らせでご確認ください。

問い合わせ先 税務課 国民健康保険税担当（内線342／FAX 22-5980）

## 国民健康保険加入のみなさんへ 新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証を、7月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします。8月以降に医療機関等で受診されるときは、必ず新しい証を提示してください。

健康保険が変わったときは必ず届出を！

- 社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合  
退職、会社の保険の扶養をはずれたとき
- 社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合  
就職、会社の保険の扶養になったとき

保険税は必ず期限内に納めてください

医療費は、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。保険税は必ず期限内に納めてください。

保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証を交付することがあります。

\*納付が困難なときは相談を災害などのやむを得ない理由により納付が困難なときは早めに相談してください。減額や免除を受けられる場合があります。

移送費がかかったときも給付があります

医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると、移送に要した費用が支給されます。

- ・療養することとなった原因の病気やケガにより移動が困難であること
- ・医師の指示により一時的・緊急的に移送が必要であること

※医師の意見書が必要です。



国保キャラクター・コクコン

## 70歳から74歳までの人の被保険者証と 高齢受給者証が1枚になります

これまで、70歳から74歳までの人には、被保険者証のほかに、医療機関などを受診する時の負担割合（2/3割）を記載した「高齢受給者証」を交付していましたが、8月1日から被保険者証と高齢受給者証は1枚に一体化され、「被保険者証兼高齢受給者証」に変わります。被保険者証と高齢受給者証が一体化されることで、今後は1枚で医療機関などの受診ができるようになります。

※7月中は、これまでと同様に被保険者証（更新前）と高齢受給者証の2枚を医療機関などの窓口で提示していただく必要があります。

**7月まで**

被保険者証 (更新前)

+

高齢受給者証

2枚が1枚に

**8月から**

令和4年7月31日までに75歳になる方は、  
誕生日の前日が有効期限になっています。

高齢受給者証にはこの記載があります。

ここに負担割合が記載されます。

問い合わせ先

- 保険の資格に関すること
- 保険税に関すること

健康福祉課 国保医療係（内線355・356）  
税務課 国保税係（内線342）

# 介護保険料のお知らせ

介護保険料の基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。令和3年度から令和5年度の基準額は73,900円(月額6,160円)です。7月中旬に、65歳以上の人(第1号被保険者)へ保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

また、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、令和2年度に拡充した第1段階から第3段階の低所得者の保険料軽減は、令和3年度も継続します。

## 【介護保険料】

所得段階	対 象 者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> との合計が80万円以下の人	基準額×0.30	22,100
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	36,900
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> との合計が120万円を超える人	基準額×0.70	51,700
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> との合計が80万円以下の人	基準額×0.83	61,300
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	73,900
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	88,700
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	92,400
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.45	107,100
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	110,800
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.70	125,600

※その他の合計所得金額・・・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。

※合計所得金額・・・平成30年度から、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

申請により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部または一部を減免します。

対象者	1	新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者	
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)</u> の減少が見込まれ、以下の要件に該当する第1号被保険者 (ア)世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。 (イ)減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	
減免額	1	全額	
	2	$\text{第1号被保険者の保険料額} \times \frac{\text{第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額}}{\text{第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額}} \times$	減免割合(主たる生計維持者の前年の合計所得金額) 全部 (210万円以下) 8/10 (210万円を超える)

◆申請方法など詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせでご確認ください。

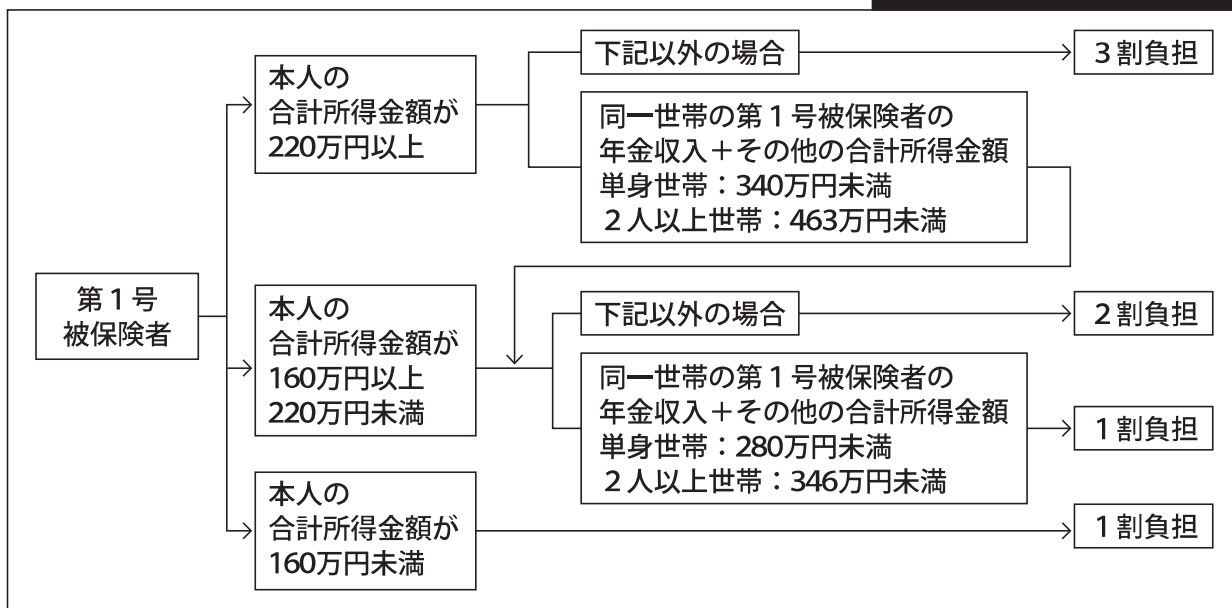
問い合わせ先 税務課 介護保険料担当 (内線342/FAX 22-5980)

## 新しい介護保険負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）の有効期限は7月31日です。令和3年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効な負担割合証を7月下旬に発送します。

介護保険のサービスを利用する際は、必ず事業所にご提出ください。

### 利用者負担の判定の流れ



## 8月から月々の負担の上限（高額サービス費の基準）が変わります

介護サービスを利用するときに支払う利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、負担能力に応じた負担をお願いする観点から令和3年8月から現役並み所得者の上限額が細分化されます。

利用者負担段階区分		上限額（7月まで）	上限額（8月から）
現役並み所得者	年収1,160万円以上	44,400円（世帯）	140,100円（世帯）
	年収約770万円以上1,160万円未満		93,000円（世帯）
	年収約383万円以上約770万円未満		44,400円（世帯）
一般		44,000円（世帯）	44,000円（世帯）
住民税非課税世帯		24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>老齢福祉年金の受給者</li> </ul>		15,000円（個人）	15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>利用者負担を1万5,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>		15,000円（個人） 15,000円（世帯）	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線354・364）



## まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ

発売期間 7月13日（火）～8月13日（金） 抽せん日 8月25日（水）

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町のより良いまちづくりに活用されています。収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

## 【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額 51,371円	+	所得割額 (令和2年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 10.49%)	=	今年度保険料 (最高限度額64万円)
-----------------	---	------------------------------------------------	---	-----------------------

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

※後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで7.75割軽減となっていた人は、令和3年度から7割軽減に変わります。

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

申請により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部または一部を減免します。

対象者	1	新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った被保険者					
	2	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（ア）～（ウ）全てに該当する被保険者…減免額は下記のとおり</p> <p>（ア）世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。</p> <p>（イ）世帯の主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること。</p> <p>（ウ）減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>					
減免額	1	全額					
	2	$\text{保険料額} \times \frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得金額（2つある場合はその合計額）}}{\text{その者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する被保険者全員の前年の総所得金額等}}$	<p>減免割合（世帯の主たる生計維持者の前年の総所得金額）</p> <table border="1"> <tr><td>10/10（300万円以下）</td></tr> <tr><td>8/10（400万円以下）</td></tr> <tr><td>6/10（550万円以下）</td></tr> <tr><td>4/10（750万円以下）</td></tr> <tr><td>2/10（1,000万円以下）</td></tr> </table>	10/10（300万円以下）	8/10（400万円以下）	6/10（550万円以下）	4/10（750万円以下）
10/10（300万円以下）							
8/10（400万円以下）							
6/10（550万円以下）							
4/10（750万円以下）							
2/10（1,000万円以下）							

◆申請方法など詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせで確認ください。

問い合わせ先 税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線343）

## 夏の交通事故防止運動 7月15日（木）～24日（土）

- 運転中は携帯電話を使用しない！ ○飲酒運転は絶対にしない！
- 自転車に乗る際は、安全運転を心がけましょう
- スマートフォン操作等のながら歩きはやめましょう
- シートベルト・チャイルドシートは、全ての座席で正しく着用しましょう
- 夕暮れ時に自動車・自転車を利用する場合は、早めのライト点灯を心がけ、歩行者は反射材などを身につけましょう

